行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令（平成二十六年政令第百五十五号）の一部を次のように改正する。

第二条の見出しを「（個人番号の指定）」に改め、同条第二項を削る。

第三条第五項中「者が通知カード又は」を「者が」に改め、「当該通知カード又は」を削り、同条第七項中「第十二条第二項」を「第十二条第三項」に改める。

第四条第二項中「者が通知カード又は」を「者が」に改め、「当該通知カード又は」を削る。

第五条及び第六条を次のように改める。

第五条及び第六条　削除

第十一条中「住民基本台帳法」の下に「（昭和四十二年法律第八十一号）」を加える。

第十二条第二項第三号中「、通知カード」を削り、「前項第一号」を「第一項第一号」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

２　市町村長が法第十七条第一項の規定により個人番号カードを交付する場合における前項の規定の適用については、同項中「個人番号の提供を行う者から次」とあるのは「個人番号カードの交付を受けようとする者に係る住民票に記載されている個人番号並びに氏名及び出生の年月日又は住所（以下この条及び次条第三項において「個人識別事項」という。）を確認すること並びにその者から第二号」と、同項第二号中「前号に掲げる書類に記載された氏名及び出生の年月日又は住所（以下この条及び次条第三項において「個人識別事項」という。）」とあるのは「住民票に記載されている個人識別事項」とする。

第十三条第四項を削り、同条第五項中「及び前項の規定による通知カードの返納」を削り、同項を同条第四項とする。

第十四条第二号中「が転出届」を「が住民基本台帳法第二十四条の規定による届出（以下この条及び附則第三条第一項において「転出届」という。）」に、「住民基本台帳法」を「同法」に改める。

第四十三条第一項中「、第三項及び第四項」を「及び第三項」に改め、同条第二項の表第七条第五項の項及び第七条第六項及び第七項の項を削り、同表第十七条第一項の項中「住所地区長を」を「その者が記録されている住民基本台帳を作成した区長（以下この条において「住所地区長」という。）を」に改め、同表第十七条第四項の項中「住所地市町村長」を「その者が記録されている住民基本台帳を備える市町村の長（次項及び第七項において「住所地市町村長」という。）」に、「以下この条」を「次項及び第七項」に改める。

第四十四条第一項中「第二条第一項、第五条第三項」を「第二条」に改め、同条第二項の表第三条第二項から第四項まで及び第七項、第五条第二項並びに第六条の項中「、第五条第二項並びに第六条」を削り、同表第三条第五項の項を次のように改める。

第三条第五項	住所地市町村長	住所地市長（その者が記録されている住民基本台帳を備える市の市長をいう。以下同じ。）
	対し、	対し、住所地区長を経由して

第四十四条第二項の表第四条第二項の項中「通知カード又は」を「個人番号カード」に、「その者」を「住所地市長は、その者」に改め、「住所地区長が当該通知カードの返納を求める旨を、又は住所地市長が」を削り、「経由して」の下に「当該個人番号カード」を加え、同項の次に次のように加える。

第十二条第二項	市町村長が	市長が住所地区長を経由して

第四十四条第二項の表第十三条第二項の項を次のように改める。

第十三条第二項	住所地市町村長	住所地市長
	当該市町村	住所地区長を経由して当該区（総合区を含む。第十五条第三項において同じ。）
	同項の	前項の

第四十四条第二項の表第十三条第四項の項を削り、同表第十四条第二号の項を次のように改める。

第十四条第二号	という。）	という。）（市の区域外へ住所を移すことに係るものに限る。以下この号及び次号において同じ。）
	次号	同号

附則第二条の前の見出し中「指定及び通知等」を「指定等」に改め、同条第一項中「第二条第一項の規定は」を「第二条の規定は、」に改め、「、第二条第二項の規定は法附則第三条第一項から第三項まで（次条第一項において法附則第三条第三項の規定を準用する場合を含む。）の規定による個人番号の通知について、それぞれ」を削り、「第二条第一項中」を「第二条中」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）附則第一条第六号に掲げる規定及び同条第十号に掲げる規定（改正法第四条中行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十七条第四項の改正規定に限る。）の施行の日（令和二年五月二十五日。次条第一項及び第二項において「一部施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

第二条　通知カード所持者（改正法附則第六条第一項に規定する通知カード所持者をいう。以下この条において同じ。）であって、一部施行日前に当該通知カード所持者に係る通知カード（改正法第四条の規定による改正前の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第七条第一項に規定する通知カードをいう。次項において同じ。）に係る記載事項に変更があったものが、同条第四項後段（同条第五項後段において準用する場合を含む。）の規定による措置を受けていない場合には、改正法附則第六条第二項並びに次項及び第三項の規定は、適用しない。